

## 質疑応答集

### 1. 補助対象者

Q1-1 「商店街の連合会」に一部地域の連合会は含まれますか。

「商店街の連合会」とは、①商店街振興組合法または中小企業協同組合法により設立された商店街の連合会、②それ以外で市区町村単位で組織された商店街連合会です。従って、一部地域の連合会は含まれません。

Q1-2 業種別組合等は補助対象者となりますか。

本補助金事業は業種別振興を目的としたものではないため、対象外となります。

Q1-3 商業ビルや地下街等の商業施設内における商店街は補助対象になりますか。

イベント事業：市が個別判断します。  
活性化事業：補助対象外です。

Q1-4 「商店街関係者」の範囲はどこまでですか。

商店街役員及び会員店舗(企業)の代表者を言います。  
商店街の事務局員については、雇用形態や従事している内容によっては商店街関係者に該当しうることがあります。

### 2. 補助対象事業

Q2-1 「連続する期間に行われる行事」とは、どのくらいの期間を指しますか。

基本的には個別判断しますが、年間ないし長期間にわたり実施するなど、社会通念上経常的な商店街事業と判断できる場合は補助対象外となる可能性があります。

Q2-2 同一イベントで抽選会を2回に分けて行うなどの場合、期間はどのように判断しますか。

同一イベント内であれば、その中で複数の事業要素が期間を隔てて実施されていた場合であっても、全体を通して一つのイベントとして期間を判断します。

Q2-3 同一商店街が活性化事業1回とイベント事業2回について交付申請できますか。

申請できます。

**Q2-4 「広告宣伝のみ」「装飾のみ」といった事業もイベント事業として補助対象となりますか。**

チラシ・ポスターの作成のみを行う事業、フラッグの掲揚のみを実施する事業は対象外となります。ただし、周知を伴う季節装飾（イルミネーション装飾や七夕飾りなど）を行い、商店街に集客を促す事業については、イベント性があることに鑑み、商店街自らが企画運営に関わることを条件に補助対象とします。

**Q2-5 オンライン配信をするのみのイベントは補助対象となりますか。**

イベント事業は当該商店街の街区内で行うことを補助対象要件としているため、原則オンライン配信のみを行うイベントは補助対象外となります。

ただし、以下の要件を満たす場合、補助対象となる場合があります。

- ①期間限定であること
- ②商店街に関係する配信内容とした上で、配信を見た方が商店街に来街する仕組み（オンライン抽選の景品を商店街商品券にする、配信したキーワードを店舗で言うと特典が得られるなど）が取られていること

なお、下記は明らかに補助対象のイベントとは言えない例となります。

- ・盆踊りや演奏等の様子を配信するだけのもの
- ・商店街と関係ない内容を配信するだけのもの
- ・過去のイベントの様子を配信するだけのもの

**Q2-6 街区内でのイベントに加え、オンライン配信をする場合は、補助対象となりますか。**

実地でのイベントを実施しつつ、その様子などをライブで配信する場合や、Q2-5の要件を満たし実地イベントとの一体性が認められる場合は、オンライン配信に係る部分も補助対象となります。

**Q2-7 街区内でのイベントに加え、動画撮影をする場合は、補助対象となるか。**

当該商店街の街区内でリアルにイベントを実施しつつ、その様子などを動画で撮影・配信する場合は、動画の撮影や編集に必要な経費も補助対象となります（備品購入に係る経費は除く）。

ただし、恒常的な商店街PR動画は、イベント事業としては補助対象外となります（活性化事業をご活用ください）。

Q2-8 中止となったイベントに係る周知費用等の経費については、補助対象となりますか。

台風等でイベント自体が全部中止となった場合、チラシ等を既に配布していたとしても、そのイベントに関連する経費は原則すべて対象外となります。

Q2-9 天災地変（台風等）でイベントの一部が中止となった場合、補助対象となりますか。

原則として、使用実績が無いものに係る費用は補助対象にすることはできません。ただし、天災地変（台風等）でイベントが一部中止となった場合、既に実施した部分の他、天災地変の発生によりやむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費について、納入や工事の実績を写真等で確認できるものに限り、使用実績が無くても対象となります。その際、都の変更等承認が必要となる場合がありますので、必ず事前（土日祝日のイベントの場合は翌開庁日の始業後すぐ）に市へ連絡してください。この連絡の日付において、当該イベント実施に係る変更等承認をします。変更等承認が無い場合、使用実績が無い部分については補助対象となりませんのでご注意ください。

#### 【補足説明】

ケースごとに整理すると、以下の通りとなります。

##### 1 イベント全部中止の場合

補助金：×

変更申請：必要（中止申請）

⇒全ての経費について補助対象となりません。通常のイベント中止と同様に中止申請書を提出してください。

##### 2 イベント一部中止の場合

補助金：△（実施分、施設・設備設営に係る経費は補助対象）

変更申請：△（規模が大幅に縮小するなど、内容に大きな変更がある場合は中止申請が必要）

⇒回答本文の通り一部補助対象となります。また、「一部中止」とは、イベントを構成する要素が一つでも実施されていることを指します。

##### 3 イベント実施時期の変更（延期）の場合

補助金：○

変更申請：△（期間が3か月以上変更になる場合や内容が一部変更になる場合は必要）

⇒延期した結果、交付決定時の内容と趣旨が異なってしまうものについては、変更を承認できず補助対象となりますのでご注意ください。

**Q2-10 同一商店街が実施するイベント事業の実施期間が、一部重複することは問題ありますか。**

原則重複しないことが適切であると考えます。ただし、それぞれの事業目的、内容、効果が明確に異なり、経費も確実に区別される場合は認められる場合があります。

**Q2-11 会則を有していない任意商店街が会則を有している任意商店街と共催で事業を行うことができますか。**

できません。会則を有していない任意商店街が共催できるのは同様に会則を有していない任意商店街のみとなります。

### 3. 共催・実行委員会

**Q3-1 共催の対象は町会等の商店街以外の団体も含まれますか。**

本補助金事業の補助対象となる共催事業は、複数の商店街等のみが実施主体となる事業に限定されるため、町会等の「商店街等」に含まれない団体との共催事業は補助対象外です。

なお、共催の形ではなく、商店街等が実施主体として開催するイベント事業に町会等の団体が参加することは可能です。その場合、商店街等が費用負担をする経費のみが補助対象となります。

**Q3-2 実行委員会を設置して行うイベント事業は補助対象となりますか。**

実行委員会方式により実施する事業については、複数の商店街のみを実施主体（実行委員会の構成団体）として行うイベントのみが補助対象となります。

**Q3-3 共催事業において、経費負担額がゼロの商店街があっても良いですか。**

だめです。

**Q3-4 共催事業において、各商店街の経費負担割合に指定はありますか。**

根拠のある按分比率によって按分してください。特に理由が無い場合は原則均等按分を想定しています。

#### 4. イベント事業

##### (1) 事業周知に要する経費

**Q4-1** 4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助対象となりますか。

交付決定日以前に行われた行為に係る経費は補助対象外となります。

**Q4-2** チラシ等に補助事業と無関係な内容を掲載することはできますか。

原則イベントの周知でない内容をチラシ等に掲載することはできません。

【明らかにイベントの周知とは言えない例】

- ・ 商店街と直接関係のない情報
- ・ 商店街が実施する別なイベントの情報
- ・ イベント実施期間外に個店が実施するセール等の情報
- ・ イベント内容と関係のない個店の紹介
- ・ イベントとは無関係な広告

ただし、以下の両要件に当てはまるものに限り掲載可とします。

- ① イベント実施商店街が主催する事業等の情報であること
- ② チラシ等の印刷面積の1/10以下であること

なお、1/10を超えた場合、超えた分が按分で対象外になるのではなく、全体が補助対象外となります。

**Q4-3** 個店のクーポン券等をイベント周知用のチラシやパンフレットに掲載する場合は補助対象になりますか。

個店での割引がイベントの構成要素となっていることを要件に補助対象となります。

**Q4-4** 印刷物等使用しなかった分の補助対象外経費はどのように算出しますか。

印刷物作成に係る経費（デザイン、版、印刷等）の合計額を、作成した枚数で除して1枚当たりの経費を算出し、使用しなかった枚数分に乗じた額が補助対象外経費となります。実績報告時には、作成枚数の他に使用枚数も報告してください。

対象外経費の計算については、印刷物作成に係る経費の合計額を印刷数で割り返して1枚当たりの経費を算出し、その額を使用しなかった枚数で乗じた額を対象外経費とします。

**Q4-5 イベントの周知として SNS を活用した場合は、補助対象となるか。**

商店街のアカウントの開設や運用については、経常的な経費として補助対象外になります。ただし、以下の事例等であれば、補助対象として認められます。

- ・ イベント専用アカウントの開設及び運用に要する経費
- ・ イベントを周知するにあたり、文章の考案、投稿日時の選定及び投稿用の画像編集等、SNS の運用に関して専門的なサポートを受ける経費
- ・ 商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)以外 (いわゆるインフルエンサー等) に、イベント情報の周知を依頼した場合に要する経費

**(2) 会場設営及び運営委託に要する経費**

**Q4-5 台風等で設営できなかったテント等のレンタル代は補助対象となりますか。**

Q2-8 のとおり、一部対象となる場合があります。

**(3) 景品購入費**

**Q4-6 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える景品は補助対象となりますか。**

原則対象外です。ただし、下記の 3 点を全て満たすことを条件に補助対象とします。

- ① 商店街としてポイントカード事業が実施されており、会計報告が適正になされていること
- ② ポイントカード等を所有していない者も含め、誰もが参加できる抽選会を実施していること
- ③ 満点カード等の参加者について、当該カード等の回収金額を対象経費から差し引くこと (回収金額は「売上・収入」として計上)

**Q4-7 周知していない景品費は対象外になりますか。**

原則として事前に周知した部分のみが景品購入費として補助対象となります。

周知事実は商店街自身の証明行為 (チラシ・ポスター・イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの) による確認をします。

なお、事前周知個数を超えた配布については、周知個数までが補助対象となります。

※本取り扱い は記念品についても同様となります。

**Q4-8 配布実績の確認できない景品は対象外となりますか。**

配布実績の確認できない景品は補助対象外となります。

配布実績については、等級及び当選者数等が明記されたもの（市の参考様式「記念品配布一覧表」など）による確認が考えられますが、それに加えて下記のような受払簿（市の参考様式「景品受払簿」など）も具備してください。

〈受払簿について〉

- ・等級が設定されている景品：1等の景品のみ、景品1点ごとに当選者のフルネーム又は当選日時（時間は分単位）を記載した受払簿をご提出ください。
- ・等級が設定されていない景品：景品のうちいずれか1種類について、景品1点ごとに当選者のフルネーム又は当選日時（時間は分単位）を記載した受払簿をご提出ください。

**Q4-9 景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合は補助対象になりますか。**

景品の定義は「特定行為の優劣等により提供する物」であり、射幸心を煽り、参加者を募るために自ずと景品の等級に差をつける必要があります。よって、下記の要件をすべて満たす場合のみ、「もれなく」「全員に」の個数周知でも補助対象とします。

- ①「もれなく」「全員に」等の個数周知が末等景品にのみ限られていること
- ②ほかの等級全ての個数周知が適正に行われていること
- ③くじの総数から、末等を含めた景品配布総数が把握できること

**Q4-10 景品として商店街が発行する商品券等で、イベント当日に商店街主催の模擬店でも使用できる場合は補助対象になりますか。また、その商品券を模擬店で使用した場合、模擬店に係る費用はどうなりますか。**

商品券が①加盟店で使用できる商品券、②イベント当日に商店街主催の模擬店で使用できる商品券、の2つの性格を持つ場合、景品費・模擬店に係る経費両方で補助対象とすることができます。各費用それぞれについて換金簿や受払簿を作成するなどして、経費が重複して計上されることが無いようご注意ください。

**Q4-11 商品券を換金した場合、必要な確認資料は何ですか。**

次のいずれかの書類を提出してください。

- ①商品券を換金した際に個店が発行する領収書
- ②換金時に個店ごとに署名・押印・換金した商品券の枚数等を記載した一覧表

**Q4-12 「富くじ」という名称を商店街のイベントで使用することは可能ですか。**

富くじの販売、取次、授受は刑法187条で禁止されています。

実態が富くじではない福引等のことを「富くじ」と呼称している例もありますが、同法に抵触する恐れがあるため名称使用もしないでください。

**Q4-13 景品として割引券は認められますか。**

認められません。割引券は交付要綱で補助対象外としている「商品券等の特典又は割引を付加する事業」に該当します。

なお、割合割引（〇〇%引き、〇割引き）は対象外ですが、固定額割引（〇〇円引き）は〇〇円分の商品券と同等のものと見做せるため補助対象になります。

**Q4-14 イベント事業の景品（記念品）としてデジタル通貨・商品券等は認められますか。**

①商店街が発行するデジタル通貨・商品券等

紙で発行する商店街商品券と同等、期限を定めて商店街の会員店舗で換金された分のみ補助対象です。

②市が発行するデジタル通貨・商品券等

・利用期限が無期限の場合

紙の市の商品券と同様に、当選者に配布された時点で補助対象です。

・利用期限がある場合

失効した場合、市の歳入となるため、期限を定めて換金された分のみ補助対象です。

③全国的・汎用的なデジタル通貨

・利用期限が無期限の場合

期限内に換金されなかった分は現金と同等の扱いになるため、補助対象外です。

期限を定めて換金された分のみ補助対象です。

・利用期限がある場合

失効した際に、区市町村や商店街、連合会等の歳入とならなければ、補助対象です。

区市町村や商店街、連合会等の歳入になる場合は、期限を定めて換金された分のみ補助対象です。

**（４）記念品購入費**

**Q4-15 周知していない記念品は対象になりますか。**

Q4-7 同様、記念品においても周知していない分については補助対象外となります。

Q4-16 「もれなく」「全員に」の形で個数周知をした場合補助対象になりますか。

記念品購入費では「もれなく」「全員に」の形では個数周知にならないため補助対象にはなりません。

Q4-17 模擬店用に購入した物品が余ったため来場者に無料配布した場合は補助対象になりますか。

対象になりません。

Q4-18 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える記念品は補助対象になりますか。

対象になりません。

Q4-19 記念品について配布実績の確認はどのようにしたらよいですか。

受払簿（参考様式「記念品無料配布一覧表」参考）等で書面にて報告するか、その他実績報告書類に「記念品については全て配布した」旨の記載を追加するなどして報告してください。

#### （５）出演料

Q4-20 出演料を払った出演者に対する飲食の提供等その他費用は対象になりますか。

出演料とは別に支払われる交通費、飲食、手土産等は補助対象外です。

#### （６）その他諸経費

Q4-21 事前準備に係る倉庫等の賃借料は補助対象になりますか。

対象になりません。

Q4-22 補助対象となる保険の種類等は何ですか。

イベント実施に直接必要な範囲・期間において、イベント参加者が損害を被った場合に事業実施責任者たる商店街が法的責任を負う場合において適用される保険制度が対象となります。（一般的に「イベント保険」「レクリエーション保険」等の呼称されるものが対象になりえますが、保険商品の内容によって対象外になる場合があります）

なお、商店街関係者のみを対象とする保険は補助対象外です。また、イベント中止の際に保険金が給付される保険は補助対象外です。

Q4-23 補助事業以外にも使用できる汎用性の高い物品や文房具は補助対象となりますか。

原則、汎用性の高い物品は補助対象になりません。当該補助事業にのみ使用した（今後他事業等に使用することがない）場合は対象となります。判断に迷う場合は、まちの振興課までご相談をお願いします。

例：文房具を購入したが事業実施中に使い切った等

**Q4-24 行政機関に対する謝礼は補助対象になりますか。**

そもそも行政が謝礼を受領することはありませんので対象外となります。

ただし、行政機関そのものではなく、行政機関の有志や行政機関のサークルなどは相手方も受領ができるため、補助対象となります。

**Q4-25 個店の従業員に渡すアルバイト謝礼は補助対象になりますか。また、商店街関係者及びその同居する親族がアルバイトを行った場合は対象になりますか。**

その従業員が休日においてなされたアルバイトであれば補助対象になります。ただし、休日であっても店主による業務命令であった場合は補助対象外です。

また、商店街関係者及びその同居する親族のアルバイトは対象外です。

**Q4-26 イベント協力者に現金ではなく物品で謝礼を渡した場合は対象になりますか。**

物品購入の領収書の他、受領書等で受領を証明できる場合は補助対象になります。

**Q4-27 自家発電用や暖房用の燃料は補助対象になりますか。**

「使用実績のない物」「補助事業に直接関係のない物」でなければ補助対象になります。

**Q4-28 イベント来場者のけがや病気に備えて医薬品を購入した場合、対象になりますか。**

使用実績が無ければ対象外です。

**Q4-29 イベント来場者の怪我や病気に備えて看護師等を配置した場合、補助対象になりますか。**

イベント実施に直接必要な場合において、従事させようとする業務を適法に行える有資格者に対して、社会通念上妥当と判断できる範囲の経費については補助対象になります。その際、要件を満たしていることを証明する書類や、業務日誌等従事内容が確認できる書類を具備してください。

**Q4-30** 姉妹都市の商店街の人など外部の人にイベントに参加してもらう際、ガソリン代等は補助対象になりますか。

使途が明確でない経費は対象外となります。ガソリン代の場合、正確な消費量・金額等が不明確で、消費したガソリンがイベント事業実施のためだけに使用されたことの証明が困難であるため補助対象外となります。なお、謝礼等であれば補助対象となります。

**Q4-31** 神社等の祭礼に合わせてイベントを実施する場合、玉串料は補助対象になりますか。

憲法第 89 条（公金支出禁止条項）に該当する可能性があるため補助対象外です。

**Q4-32** 視察等で相手先に渡す手土産は補助対象となりますか。

視察等の手土産は儀礼的経費と解されるため補助対象外です。

**Q4-33** 近隣住民等に対する迷惑料は補助対象になりますか。

迷惑料は儀礼的経費であり、かつ補助事業に直接必要のない経費なので対象外です。

**Q4-34** 契約書等に貼付する収入印紙は補助対象になりますか。

収入印紙の代金は、印紙税法に基づく税金に当たるため対象外です。

**Q4-35** 中古品を購入した場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、耐用年数等を考慮の上購入してください。

**Q4-36** 備品等の修理代は補助対象になりますか。

対象外となります。

**Q4-37** イベント用にレンタカーを借りた場合、料金は補助対象になりますか。

満タン返しのガソリン代を含め補助対象になります。ただし、おおよその使用経路や距離に関する資料を提出いただき、消費されたガソリンの量が適切か、使用用途が適切かなどを確認させていただきます。

**Q4-38** 警備委託等の経費は補助対象になりますか。

イベント事業においてそのイベント期間中のみ警備を委託する場合は対象となります。

Q4-39 イベント用の山車を準備する際、制作過程をギャラリーとして一般に公開した場合、その期間の会場使用料は補助対象になりますか。

その制作過程自体がイベント性を有しており、そのことを含め申請があった場合は補助対象になります。

**Q4-40 イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象になりますか。**

イベント当日の来街者用であることが明らかな場合は補助対象となります。ただし、時間貸駐車場の来街者負担分を商店街が立て替える場合は、駐車目的がイベント参加であると明らかでないため補助対象外となる場合があります。

**Q4-41 事前打ち合わせに係る経費は補助対象になりますか。**

事前打ち合わせに係る経費（会議室賃借料、茶菓飲食に要する経費、印刷費、通信費、交通費等）は補助対象外です。

**Q4-42 クリーニング代は補助対象になりますか。**

法被、横断幕等、商店街が備品台帳を具備して管理している物品のクリーニング代は補助対象になります。また、町会等から無償で物品を借り受けた場合の返却に当たって行うクリーニングも対象となります。

ただし、有償で借用した場合は、通常費用にクリーニング代が含まれていると解されるため、当事者間で返却時に別途クリーニングを借主側が負担して行う旨の取り決めがあったことを証明できない限りは対象外となります。

なお、対象とする物品は、通常クリーニングを行うことが想定されるものであって、原則イベントにて実際に使用した数量の範囲内で補助対象とします。

**Q4-43 有料レジ袋は対象となりますか。**

補助対象の物品を購入した際に持ち帰り用に購入する有料レジ袋は、補助事業に直接必要のない経費とみなして補助対象外です。ただし、景品を入れるための袋などの場合は補助対象になる場合があります。

#### Q4-44 イベント準備にかかるアルバイト代は補助対象となりますか。

イベントを実施するうえで、直接必要な経費と判断できる場合については、補助対象となります。「直接必要な経費」かどうかは個別具体的に判断します。

##### 【補助対象となる例】

- ・商店街関係者のみでイベントの会場設営を行うことが難しい場合
- ・景品数が膨大であり、商店街関係者揉みで景品を振り分け・配布等を行うことが難しい場合 等

基本的な考え方として、原則は商店街関係者が行うべき準備行為は商店街関係者内で完結して行うべきところ、近年の商店会員の人員不足や高齢化等によるマンパワー不足の状況に鑑み、商店街関係者のみで準備を行うことが困難な場合に、その業務を外注する経費を対象とするものです。よって、実際の業務内容や商店会の人員状況等を総合的に判断して補助対象経費とするかどうかを個別判断します。

## 5. 活性化事業

### (1) 施設整備

#### Q5-1 「改修（資本的支出）」と「改修に準じた修繕」を区別する意義は何ですか。

##### 【基本的な考え方】

- ①補助金の財産処分制限を判断するために「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」の別表を活用していますが、この別表を単純に当てはめるのではなく、法人税法上の考え方も含めた考え方をとっています。
- ②国税庁の判断を基本としながらも、細部にわたる原理原則までは準用せずに、商店街が分かりやすい判断基準にします。

##### 【具体的な方針】

- ①改修を、「改修（資本的支出）」と「改修に準じた修繕」に区分けします。
- ②「改修（資本的支出）」に該当する物は、財産処分制限を適用します。
- ③「改修に準じた修繕」は商店街の活性化の要素を含む修繕とし、既存施設の再塗装、柱の根巻補修及びデザインの変更を伴うものを言います。
- ④「改修に準じた修繕」に該当するものは財産処分制限は適用しません。ただし、次に同様の「改修に準じた修繕」を行えるまでの期間は原則5年とします。当該期間内は補助対象とならず、また、改良や撤去等を行った場合、補助金の全部または一部の返還を求める場合があります。

※財産処分制限による補助金の返還は発生しませんが、補助目的等の条件違反に当たる場合は補助金返還となる可能性があります。

**Q5-2 「改修（資本的支出）」と「改修に準じた修繕」の違いは何ですか。**

「商店街の共同利用施設の構造自体に改良を加えるもの」は「改修（資本的支出）」となります。「物理的に付加することで既存施設の価値を増加するもの」については、ケースごとに「改修（資本的支出）」に該当するかを個別判断します。

修繕については、例えばデザインが変わることで商店街の活性化につながるもののみを対象として「改修に準じた修繕」として補助対象となります。

**Q5-3 「改修（資本的支出）」の具体例は何ですか。**

アーケードに関しては、「耐震補強工事」「全面的なリニューアル工事」等が該当すると考えられます。

街路灯のアーム部分の交換も、大幅なデザイン変更等を伴う場合、「改修（資本的支出）」に該当する場合があります。なお、街路灯の柱部分を交換する行為は改修とはなりません。（建替えに該当し、補助対象となる場合もあります）

**Q5-4 「改修に準じた修繕」の具体例は何ですか。**

アーケード看板の改良工事、アーチ看板の改良工事、街路灯の灯具や内照式看板の交換をデザインの変更を伴って行うケースなどが考えられます。

また、塗装や根巻補修を行うケースは、本来原状回復や維持管理の範囲内ですが、例外的に対象となります。

**Q5-5 経常的な経費や機能維持のための経費は補助対象になりますか。**

塗装・根巻補修の場合を除き、改修（資本的支出）や改修に準じた修繕に付随して発生する経常的な経費や機能維持のための経費は補助対象となります。

**Q5-6 「電球以外の物品交換」「アーケードの補修（屋根開閉装置の車輪交換、清掃点検等）」は対象になりますか。**

対象経費に含まれますが、これら行為のみの場合は改修（資本的支出）または改修に準じた修繕に該当せず補助対象外となります。

**Q5-7 「改修に準じた修繕」で塗装を行う場合、色の変更は必要ですか。**

必要ありません。

**Q5-8 街路灯の電球のみを購入・交換する事業は補助対象になりますか。**

下記事業と同時に実施する場合に限定し補助対象とします。

- ①街路灯の新設
- ②既存街路灯の建替え（根巻・ポール塗装等での購入交換は不可）
- ③既存街路灯の灯具交換

**Q5-9 街路灯の撤去・移設のための費用は補助対象になりますか。**

街路灯の撤去・移設のみでは補助対象となりません。特定区域内の街路灯全体を建替える中で、撤去・移設のみを行う街路灯が数本程度（概ね 3割程度以下）発生してしまう場合は補助対象となります。※建替エリアと撤去・移設エリアとで分けることが可能な場合は、建替エリアのみ補助対象となります。

**Q5-10 商業ビルや地下街における商店街は、活性化事業の補助対象になりますか。**

原則補助対象外です。

**Q5-11 商店街の駐輪場、駐車場を整備する事業は補助対象になりますか。**

施設の利用者が商店街来街者に必ずしも限られないため、事例ごとに慎重に個別判断をします。判断には以下の2点が判断基準になります。

- ①整備する場所が厳密な意味で「街区」と言えるか
- ②商店街への来街者のための施設であることが明確に示せるか

**Q5-12 既に商店街が駐車場用地として借り上げている場合、補助対象にできますか。また、既に駐車場である施設を商店街が借り上げた場合はどうですか。**

既に借りている場合は、内容が経常的であると判断されるため、補助対象外です。また、既にある民間駐車場を借り上げる場合、「商店街活性化のための新たな付加価値を追加する事業」であれば補助対象になりますが、単に借り上げるだけのものは補助対象外となります。

**Q5-13 備品のリースは補助対象になりますか。**

リースは基本的に数年にわたる契約になるため、単年度補助となる本補助金事業では対象外となります。ただし、レンタルする場合は、基本的に短期契約であるため補助対象となります。

**Q5-14 施設整備を複数年に分けて実施することはできますか。**

複数年連続して同一内容の事業への補助はできません。

ただし、予め初年度申請時に事業計画を示して決定を受けた場合には補助対象となる場合があります。なお、当該年分の工事は当該年度内に完了する必要があります。

**Q5-15 防犯カメラの設置は活性化事業の補助対象になりますか。**

設置の主目的が商店街の活性化ではないため補助対象外になります。

**Q5-16 耐用年数を経過した AED の買い替えは補助対象になりますか。**

AED は人命救助の観点から強い必要性が認められるため、補助対象とします。

## (2) ホームページ

**Q5-17 ホームページ作成を委託せず商店街自ら作成する場合、どこまでが補助対象経費として認められますか。**

ホームページ作成に直接必要と認められる範囲を個別具体的に判断します。

**Q5-18 パソコンの周辺機器はどこまでが補助対象となりますか。**

補助事業に直接必要な経費であれば補助対象となります。ホームページ制作であれば、パソコンが対象と考えられます。プリンタ、スキャナ、デジカメ及びその他接続機器については、費用対効果を鑑み必要最低限の経費と認めることができれば対象と考えられます。

**Q5-19 ホームページ作成委託のみの場合は補助対象となりますか。**

ホームページの作成委託は補助対象となります。原則として事業に係る全ての業務を委託する事業は補助対象外としていますが、ホームページ作成委託の場合、委託料以外の経費が生じない場合もあることから、商店街の自主企画性があるかどうか、事業の性格に鑑みて個別に判断します。

## (3) 空き店舗

**Q5-20 賃借料補助を1か年度と限定しても、補助対象となりますか。**

補助対象となります。ただし、補助期間終了後も事業継続計画のある事業に限定します。

**Q5-21** 空き店舗を取得して新たな経営者に賃貸したいが、取得に係る経費は補助対象となりますか。

空き店舗を含め、店舗の取得または建て替えに係る経費は対象外となります。

**Q5-22** 前年度3月に賃貸借契約を締結した空き店舗事業であっても、交付決定日以降の経費であれば補助対象となりますか。

交付決定日以前に契約締結した場合は対象外となります。

#### (4)活性化計画・活性化委員会

**Q5-23** 活性化事業に例示として「活性化計画策定」「活性化委員会開催」とありますが、具体的には何を指しますか。

商店街が活性化を図るため、自ら策定する活性化計画の策定や、そのための活性化委員会を行う場合を想定しています。ただし、恒常的に行う活性化委員会は対象となりません。

また、市内全体の商店街活性化計画の策定や、活性化のための委員会等については想定していませんが、商工会等が中心となり同様の事業を行う場合、その内容が恒常的な性格を有していない場合は補助対象となる場合があります。

**Q5-24** 各種調査に係る旅費の範囲はどこまでですか。

事業執行上必要不可欠な視察等となります。社会通念上補助対象として取り扱えるかどうか、個別具体的に判断します。

**Q5-25** 視察に係る旅費は補助対象となりますか。また、宿泊を伴う場合はどうですか。

補助対象として取り扱うかどうかは、必要性や社会通念上対象として取り扱うべきかどうかなどを勘案して個別具体的に判断します。

## 6 収益事業

**Q6-1** 模擬店等の収益事業に係る経費は補助対象となりますか。

収益事業に係る経費は、イベント事業実施に直接必要な経費であれば補助対象となります。

**Q6-2 収益事業の「売上・収入」の取り扱いはどうしますか。**

総事業費のうち補助対象となる経費から売上・収入を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、売上・収入が発生した場合は、実績報告時に書面にて報告してください。

**Q6-3 模擬店等を行う場合、材料費の計上が無ければ、売上・収入は補助対象から差し引く必要はないのでしょうか。**

原則、模擬店等を行う場合には、売上・収入を計上する必要があります。ただし、他団体等に場所を提供するなど、売上が商店街自身に入らない場合は売上・収入を差し引く必要はありません。

**Q6-4 他団体や個店(商店街の会員店舗含む)が模擬店等を実施する場合、経費は補助対象となりますか。**

その場合は原則補助対象外となります。ただし、イベントの周知もしくは会場設営の一環として共通にかかる経費である場合は、補助対象となります。

(対象経費の例) 他団体が実施する模擬店等の情報が掲載されたチラシ、ポスターの印刷費、テント設営費、模擬店エリア全体で使用できる金券等

(対象外経費の例) 材料費、アルバイト賃金、特定の模擬店でしか使用できない金券の印刷費や換金費等

**Q6-5 サービス券やポイントカード等と引き換えに商品等を提供する場合も売上・収入となりますか。**

商品等の対価として支払われた現金相当額のみとなります。従って、売上・収入として取り扱うのは、現金、商品券、その他金券等となり、原則サービス券やポイントカードとの引き換えは収益事業には当たりません。

**Q6-6 イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店等の売上・収入と同様に補助対象経費から差し引く必要がありますか。**

フリーマーケット会場の賃借料や整備費等を補助対象としている場合は、出店料を売上・収入として差し引いてください。

**Q6-7 模擬店の売上・収入をすべてチャリティとしてボランティア団体に寄付する場合、模擬店の材料費は補助対象となりますか。**

補助対象経費になります。ただし、チャリティに寄付した場合であっても、寄付した金額を含め模擬店での売上・収入は全額補助対象経費から差し引く必要があります。

**Q6-8 企業等から協賛金の提供を受けた場合、売上・収入として差し引く必要がありますか。**

そのイベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は売上・収入となります。

**Q6-9 売上・収入が発生した場合、書類等で報告が必要ですか。**

売上・収入が発生した場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認し、署名(自筆)または記名押印した書類を提出してください。※署名・記名はフルネーム

**Q6-10 イベントにおける模擬店用のチケットにプレミアムがついている場合は、補助対象となりますか。また、経費等はどのように計上すればよいですか。(個店が模擬店を実施するケース)**

経費については以下のように計上してください。

(1)換金経費

「換金経費」×「販売単価/チケット利用可能金額」(プレミアム分は補助対象外とする)

(2)印刷経費

通常通り、販売された分のみが補助対象となります。

なお、模擬店の主体が商店街であった場合は、「プレミアム分に係る経費」の問題は発生しませんので、「材料費等の経費」から「チケット販売額」を差し引くこととなります。

## 7 実績報告

**Q7-1 「100万円以上の経費については複数業者から見積書を徴し」とされていますが、複数業者とは何社ですか。また、出演料、賃借料についても複数業者からの見積もりが必要になりますか。**

原則3社以上の業者から見積もりを徴してください。

なお、「商慣行上、複数の業者から見積もりを徴する必要が無い」、または「その他特別な理由が明確にある」場合には例外として3社見積りは必要ありません。

## 8 その他

**Q8-1 同一商店会がイベント事業を2回実施する場合、同一名称でも良いですか。**

良いですが、①②と付けるなど区別ができるようにしてください。

**Q8-2 複数の商店街等による共催事業の場合、各商店街ごとの負担割合等は工事申請書および実績報告書のどこに記載したらよいですか。**

別紙として添付してください。(様式は不問)

**Q8-3 商店街名等に変更が生じた場合、必要な手続きは何ですか。**

商店街名等に変更が生じた場合は、まずは市にその旨を届け出てください。(様式は不問)また、これとは別に申請補助事業の変更申請が必要になりますので、変更承認申請書を提出してください。

**Q8-4 代金支払い時にポイントカード等でポイントを取得しても良いですか。**

補助対象経費でポイントを取得する行為は、補助金を利用した反射的利益の教示に当たります。原則として代金支払い時にはポイントカードの使用はしないでください。  
なお、ポイントを取得した場合は、取得したポイント相当の金額を補助対象経費から差し引きます。

**Q8-5 経費の支払いをクレジットカード等で決済することは可能ですか。**

原則、現金または口座振り込みによる支払いとしてください。

クレジットカード等の利用は、商店街が負担すべき経費とカード所有者個人が負担すべき経費の混同や、利用日と引き落とし日のタイムラグ、ポイント付与の補足の困難性の観点から原則認めていません。

ただし、下記の事項が全て確認できる場合には補助対象とする場合があります。

### ①カード等の名義

カード等の名義が商店街(法人)となっていること。ただし、別途総会資料等によって市に役員名簿を提出している場合であって、その名簿に登載された特定の役員の名義である場合も可とします。

②商店街と立替者との間での精算

個人名義のカードを使用した場合、補助対象期間中に、商店街と立替者の間で精算が完了していること(※ポイント分を控除した額で精算してください。)

③引き落とし日

補助対象期間中に全額が引き落とされていること

④経費の内容、付与ポイント

経費の内容(内訳、金額等)、利用日、付与されたポイントが確認できること

**Q8-6 翌年度以降も当該イベントで使用する汎用性の低い物品を購入した場合はどうするか。**

翌年度以降も同イベントにて使用する汎用性の低い物品を購入した場合は備品台帳を整備してください。